

関係法令等（抜粋）

○ 証券取引法

(内閣総理大臣の認可)

第 29 条 証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 第 2 条第 8 項第 3 号の 2 に掲げる行為（有価証券店頭デリバティブ取引等）を行う業務
- 二 第 2 項第 8 項第 4 号に掲げる行為（有価証券の引受け）のうち有価証券の元引受けを行う業務
- 三 第 2 条第 8 項第 7 号に掲げる行為（PTS）を行う業務

② （略）

③ 第 1 項第 2 号において「有価証券の元引受け」とは、第 2 条第 8 項第 4 号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。
- 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

(届出書の虚偽の記載等による賠償責任)

第 21 条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

一～三 （略）

四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第 2 号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した証券会社又は登録金融機関

○ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第 10 条 法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 引受けに関する自己の取引上の地位を維持し又は有利ならしめるため、著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況

四～一五 （略）

○ 日本証券業協会・有価証券の引受け等に関する規則（公正慣習規則第14号）（抜粋）
（適正な引受け）

第2条 会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不相当と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。

（引受けの審査等）

第3条 会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該発行又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、次の各号（売出しの引受けを行うに当たっては、第3号及び第6号を除く。）に掲げる事項について厳正に審査、確認するとともに、必要に応じて、当該発行者の財政状態等及びその監査の状況について当該発行者の公認会計士又は監査法人から聴取する等引受証券会社としての総合的な判断と責任のもとに行わなければならない。

一 財政状態及び経営成績

二 調達する資金の用途及びその効果（売出しの引受けの場合は当該売出しの目的）

三 利益若しくは剰余金の配当又は分配（以下この号及び第6条において「利益配当等」という。）の状況及び利益配当等に関する考え方

四 株券等の発行数量及び発行額（売出しの引受けの場合は売出数量及び売出額）

五 株券等の流動性及び収益性

六 過去に発行された株券等の状況

七 株価等の動向

八 その他会員が必要と認める事項

② 引受幹事会社となる会員は、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用を図るとともに、引受審査機能の向上及び引受審査体制の組織的独立性の確保に努めなければならない。

○ 東京証券取引所・有価証券上場規程
（新規上場申請手続）

第3条 新規上場申請者（当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

一～八 （略）

② 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一～六 （略）

七 新規上場申請者の幹事証券会社（幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。）である当取引所の取引参加者（以下「幹事取引参加者」という。）が作成した当取引所所定の推薦書

ただし、マザーズへの新規上場申請者は、添付を要しない。

八・九 （略）

十 マザーズへの新規上場申請者である場合には、次の書類

a 新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその成長に係る評価の対象とした事業について新規上場申請者の幹事取引参加者が記載した当取引所所定の書面

b （略）

有価証券の引受審査手続きに関する事務処理指針

平成4年8月13日

日本証券業協会

(目的)

1. この指針は、協会が行う有価証券の募集、売出しの引受け（2. に規定する引受けに準ずるものを含む。以下「引受け」という。）に際して投資者の保護を図るとともに、協会が行う有価証券の引受業務の適正な運営に資するために行う引受審査の手続き、内容について必要な事項を定めることを目的とする。

(引受けに準ずるもの)

2. 1. に規定する「引受けに準ずるもの」とは、当分の間、米貨建新株引受権証券の国内売出しをいうものとする。

(引受審査準則)

3. (1) 協会員は、引受けを行うに当たって、事前に相当な注意を払って調査を行い、発行者の財務内容、将来の収益性に関する見込み等についての的確に把握するとともに、必要に応じ当該発行者に対し、適切な助言を行うものとする。
- (2) 協会員は、前(1)の規定に関し、発行者を監査した公認会計士又は監査法人（以下「監査人」という。）から、実施した監査の内容、監査意見を形成するに至った経緯等について聴取する等、審査内容の一層の充実に努めるものとする。
- (3) 協会員は、当該有価証券の払込日までの企業動向についての的確な情報の把握に努めるとともに、9. において定める調査報告を監査人より求めるものとする。

(引受審査の種類)

4. この指針において引受審査とは、協会員が有価証券の引受けを行うに際して、当

該引受けの適否を判断するために行う審査をいうものとし、具体的には次に掲げるものをいう。

- ① 開示審査……有価証券の引受けに際し、引受けの対象となる有価証券の発行者が証券取引法（以下「法」という。）の規定に従い、有価証券届出書、発行登録書等において、資金使途、企業の内容等を適切に投資者に開示しているか否かの審査をいう。
- ② 企業内容審査……有価証券の引受けに際し、引受けの対象となる有価証券の発行者の財務内容、資金使途、業績見通し等を調査、検討のうえ、総合的に判断して引受けを行うに当たって支障となるものはないか否かの審査をいう。

（引受審査の対象となる有価証券）

5. 4. に掲げる引受審査の対象となる有価証券は、法第4条第1項に掲げる届出の対象となる有価証券及び法第23条の3第1項に掲げる発行登録の対象となる有価証券とする。

（引受審査の手続き）

6. (1) 4. に掲げる引受審査（法第23条の3第1項に規定する発行登録に係る引受審査を除く。）の手続きは、原則として次に掲げるところによるものとする。
 - ① 発行者より指名された主幹事協会員は、有価証券の発行に係る取締役会又は株主総会決議（以下「発行決議」という。）の概ね17営業日前までに直近の有価証券報告書、半期報告書等の継続開示書類及び別表1に掲げる引受審査資料その他引受審査に当たり必要な資料（以下「審査資料」という。）を発行者より受領する。ただし、発行者が、企業内容等の開示に関する省令第9条の3第3項ホの規定により、大蔵大臣から指定された格付機関から大蔵大臣が当該格付機関ごとに指定した格付けでAA格又はそれと同等格以上の格付けを得ている場合の引受審査資料については、別表2に掲げるものに

よることができる。

② 主幹事協会員は、受領した審査資料に基づき調査、検討のうえ、引受審査に係る質問事項を作成し、書面により発行者及び発行者の監査人（3. に規定する監査人をいう。以下同じ。）に送付の後、回答を書面により受領するものとする。

③ 主幹事協会員は、前②に規定する回答を検討のうえ、発行者及び監査人と面談を行い、その回答内容について質疑応答等を行うものとする。

④ 主幹事協会員以外に引受けに参画する協会員がある場合、主幹事協会員は、必要な範囲の資料を送付し、情報の提供等を行い、当該協会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。

(2) 引受審査の対象となる有価証券が、2. に規定する米貨建新株引受権証券である場合における引受審査の手続きは、前(1)に準じて行うものとする。

(3) 引受審査の対象となる有価証券が、社債（株式発行を伴うものを除く。以下同じ。）である場合には、原則として、開示審査に係る部分のみを行うものとする。

(4) 引受審査の結果、又は引受審査の過程で引受けを行うことが適当でないと判断された場合には、協会員は、開示書類の訂正、当該募集等の延期等の発行者に対する適切な助言、当該募集等に係る引受けの中止その他必要な措置を講ずるものとする。

（発行登録に係る引受審査）

7. (1) 法第23条の3第1項に規定する発行登録に係る引受審査（社債以外の有価証券に係る引受審査を除く。）の手続きは、原則として、次に掲げるところによるものとする。

① 発行者より引受予定証券会社として指名された者（以下「引受予定協会員」という。）は、発行登録効力発生予定日の概ね14営業日前までに審査資料を発行者より受領するものとする。この場合における引受審査資料は、別表3によるものとする。

② 引受予定協会員は、発行者より受領した審査資料に基づき調査、検討のう

え、引受審査に係る質問事項を作成し、当該書面を発行者及び監査人に送付の後、回答を書面にて受領するものとする。

③ 引受予定協会員は、前②に規定する回答を検討のうえ、原則として、合同で発行者及び監査人と面談を行い、その回答内容について質疑応答等を行うものとする。

(2) 発行者が発行登録後、発行登録期間中に新たに参照書類（法第23条の3第2項に規定する参照書類をいう。）を提出した場合には、遅滞なく当該参照書類に関して、前(1)において規定する手続きに準じた引受審査を実施するものとする。

(3) 6. (4)の規定は、発行登録に係る引受審査について、これを準用する。

（発行登録によらない社債に係る引受審査）

8. 法第23条の3第1項に規定する発行登録によらない社債に係る引受審査の手続きは、6. (1)の規定にかかわらず、7. (1)に準じて行うものとする。この場合における引受審査資料は、別表4によるものとし、その受領は発行決議の概ね14営業日前までにこれを行うものとする。

（コンフォートレター）

9. (1) 主幹事協会員は、引受審査の対象となる有価証券の発行者の監査人より3. (3)に規定する調査報告（以下「コンフォートレター」という。）を受領するものとする。

(2) コンフォートレターの具体的な記載事項、内容等については、概ね「監査法人から事務幹事証券会社への書簡」要綱（平成4年7月9日、日本公認会計士協会・日本証券業協会）に準拠して行うものとする。